

府 消 委 第 **151** 号 平成 2 4 年 6 月 **1** 9 日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

答 申 書

平成24年1月18日付け消食表第15号をもって諮問のあった内閣府令の 改正については下記のとおり答申します。

記

内閣府令

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)及び食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第46号)に乳児用規格適用食品に係る表示基準を追加することとした改正の案について、別添新旧対照表のとおり改正することが適当である。

なお、省略規定の対象はいわゆる粉ミルクのみとすること及び経過措 置期間を1年半程度とすることが適当である。

別表第一~第六 (略)	別表第一~第六 (略)
	る。
	あっては、礼見用見各箇用食品である旨り長式と省各十分にはであって、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものに
	十条 第一条第二項の規定にかかわらず、乳児用規格適用食品
第二条~第十九条 (略)	第二条~第十九条 (略)
	旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
	8 乳児用規格適用食品以外の食品には、乳児用規格適用食品である
3~7 (略)	3~7 (略)
	にあっては、乳児用規格適用食品である旨
	規格が適用される食品(以下「乳児用規格適用食品」という。)
	四十五 法第十一条第一項の規定に基づき定められた乳児用食品の
一~四十四 (略)	一~四十四 (略)
記載しなければならない。	記載しなければならない。
に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に	に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に
まで、第十六条及び第十九条において同じ。)を開かないでも容易	まで、第十六条及び第十九条において同じ。)を開かないでも容易
小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条	小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条
販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が	販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が
2 前項(第十一号の二を除く。)に定める食品又は添加物であって	2 前項(第十一号の二を除く。)に定める食品又は添加物であって
一~十四 (略)	一 ~ 十四 (略)
ほか、次の各号に掲げるものとする。	ほか、次の各号に掲げるものとする。
より、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるものの	より、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるものの
第一条 食品衛生法(以下「法」という。)第十九条第一項の規定に	第一条 食品衛生法(以下「法」という。)第十九条第一項の規定に
現	改正案

○食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内 閣府令第四十六号)一部改正(案) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

第二条~第三条	表示基準府令の宮	いう。)の表示の	基準府令第一条等	に規定する保健機	四十五号。以下	定に基づく表示の	乳等の表示の基準	府令の定めるところによる。	条に規定する表	等」という。) に	第一条 乳及び乳製	(趣旨)		
(略)	表示基準府令の定めるところによる。	基準については、	2二項第四十五号に	に規定する保健機能食品をいう。) 1	「表示基準府令」と)基準に関する内関	の基準、保健機能食品		条に規定する表示を行うべき食品及び表示	に関し、食品衛生法	る品並びにこれられ	. •	改	
	3° 2	の表示の基準については、この府令に定めるもののほ	府令第一条第二項第四十五号に規定する乳児用規格適用食品を	及び乳児用規格適用食品	「表示基準府令」という。)第一条第一項第十三号	の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第	(食品衛生法第十九条第一項の規	ただし、組換えDNA技術を応用した	及び表示の要領については、	(以下「法」という。)	及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品(以下		案	
第	· ·	もののほか、	格適用食品を	用食品(表示	項第十三号	年内閣府令第	条第一項の規	(術を応用した	いては、この	, う。) 第十九	乳			
第二条~第三条			の府令に定めるもの	号に規定する保健	第四十五号。以下	規定に基づく表示	乳等の表示の基準及	府令の定めると	条に規定する表示を	等」という。)に	第一条 乳及び乳製品	(趣旨)		
略			Ð	Æ			沙住	~	===	V <u></u>	佳川			- 1
			ののほか、表示な	機能食品をいう。	_	0)	準及び保健機能食品	ころによる。ただし	示を行うべき食品品	に関し、食品衛生法	製品並びにこれられ	. 41	現	
			ののほか、表示基準府令の定めるところによる。	機能食品をいう。)の表示の基準については、こ	_	0	準及び保健機能食品(食品衛生法第十九条第一項の	府令の定めるところによる。ただし、組換えDNA技術を応用した	示を行うべき食品及び表示の要領については、この		製品並びにこれらを主要原料とする食品(以下「乳		現 行	